

# 名家連ニュース

平成30年9月21日(金)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 549号

## 名古屋市が依存症の拠点機関と専門医療機関選定へ

### 10月にも診療体制整備

名古屋市は、依存症の拠点機関と専門医療機関の募集を始めた。8月中に申請のあったものについては、9月中に審査する予定。早ければ10月にも拠点機関と専門医療機関を選定し、依存症の診療提供体制を整えたい考えだ。2016年5月に閣議決定された「アルコール健康障害対策推進基本計画」を受けて厚生労働省は依存症対策総合支援事業の実施要綱を策定した。名古屋市は、実施要綱などを踏まえ、拠点機関と専門医療機関の選定要綱を策定。選定期間については、拠点機関は「3年以内」、専門医療機関は「選定期間の定めはない」とした。審査では、医療機関が申請書に記載した▽依存症治療を担う医師▽依存症に関する研修の受講状況▽依存症の医療の概要（専門プログラムなど）▽相談機関などとの連携状況—といった内容を確認する見通しだ。(H30/8/10CBニュース概要)



## ◇地域移行の協議の場—21道県が設置、取組みに温度差も◇

国の第5期障害福祉計画の基本指針には、下記のように2020年度末までに全ての圏域ごとに、精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置する目標が定められている。これを受け、障害福祉計画や医療計画に「協議の場」を設置する方針を盛り込んだ都道府県は少なくない。都道府県ごとの設置状況は、厚労省によると、▽北海道▽岩手▽秋田▽宮城▽福島▽千葉▽新潟▽石川▽岐阜▽静岡▽三重▽兵庫▽和歌山▽鳥取▽島根▽山口▽香川▽長崎▽大分▽宮崎▽鹿児島の21道県は全ての圏域で「協議の場」が設置された。埼玉や愛知、京都など17府県が2020年度までに設置する予定。ただ、設置の時期などを明確にしていない自治体もあり、連携体制の構築には地域間で格差が生じる恐れもある。

### 参考：都道府県地域生活支援事業(必須事業—広域的な支援事業)

#### 《精神障害者地域移行・地域定着推進協議会》

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場として、都道府県、市町村、精神科病院の医師、相談支援事業所、福祉サービス事業者、ピアサポーター等で構成する精神障害者地域移行・地域定着推進協議会を設置することとしている。



○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制の構築が重要であり、第5期障害福祉計画の成果目標においても圏域ごとの協議の場の設置が求められている。

○ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を更に推進させるため協議会の設置主体を保健所設置市及び特別区まで拡大する予定である。(以上、厚労省地域移行担当者会議資料抜粋)